

令和6年4月12日

各 位

(一社)鳥取県土木施工管理技士会会長  
(公 印 省 略 )

令和6年度1級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会受講に対する  
鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金に係る申請手続きについて

このことについて、4月4日付第202400010118号で鳥取県県土整備部長より「鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金に係る申請手続きについて」通知がありました。

交付金の対象年齢は4月1日時点で満40歳以下の方です。(平成27年以降、既に2回交付金を受け取られた方は、対象外となります)

標記講習会を受講される方で「鳥取県建設労働者等スキルアップ事業」の交付申請をされる方は、下記の書類を揃え5月8日(水)必着で技士会宛に郵送又は持参してください。

申請は、書類が整った会社から順に、技士会より鳥取県へ申請をいたします。

1級の交付決定人数が「先着順で15名」となっています。申請書は当会HPよりダウンロードをお願いします。

記

1. 令和6年度鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金交付申請書  
「様式第1号」(第5条関係)
2. 令和6年度鳥取県建設労働者等スキルアップ事業計画書  
「様式第1号」(第4条、第8条関係)  
(研修内容欄の「別紙のとおり」の別紙は、当会で用意します。)
3. 令和6年度鳥取県建設労働者等スキルアップ事業収支予算書  
「様式第2号」(第4条、第8条関係)  
(欄外の(注)積算内訳の根拠となる資料は、当会が用意します。)
4. 令和6年度1級級土木管理技術検定試験受験申込確認書類  
受験料振込のコピー(試験受験手数料の控)
5. 建設業許可通知書の写し(令和6年度から必要になりました。)

41歳以上の方・既に鳥取県スキルアップ事業交付金を2回受けられた方へ  
当技士会は鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金の対象外の方に対して、講習会の補助金交付を行っております。別紙をご確認ください。